

# 町民のみなさん、申請はお済みですか？

## 特別定額給付金の申請受付期限は、7月31日までです

— みなさまからの申請を受付中です。期限内に申請手続きをお願いいたします —

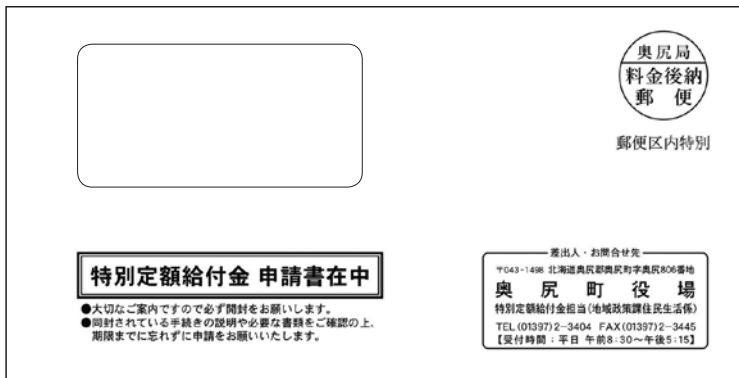
広報おくしり6月号でもお知らせいたしましたが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、町民1人につき一律10万円の「特別定額給付金」を支給するための申請受付を引き続き行っています。奥尻町における申請受付期限は、**7月31日(金)まで**（郵送による申請は、当日消印有効です。）となっています。

まだ申請をされていない方は、お早めに申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。



申請書は、すでに町内すべての世帯に送付しています。これから申請をされる方は、町から送付されている以下の封筒がお手元に届いていることを再度ご確認ください。なお、紛失した場合や届いていない場合は、再度送付しますので、至急ご連絡ください。（連絡先：地域政策課 住民生活係 ☎01397-2-3404）

【みなさまに送付している封筒のイメージ】※この封筒に申請書などが入っています。



### 【申請書が届いていない場合の主な理由】

- ・転居先が不明である。
- ・郵便局に転送届を出していない。または転送届の有効期間（1年間）が経過している。
- ・受取人の長期不在（出稼ぎや町外の病院に入院しているなど）

※上記のような理由に該当する場合でも、ご連絡いただければ、そのご住所に再度送付することもできます。

## ●特別定額給付金の申請方法は、引き続き以下の2種類あります。

### 郵送申請



申請書に必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類のコピーと一緒に返信用封筒に入れて役場へ郵送してください。

#### 【必要なもの】

- 振込先口座の確認書類（通帳やキャッシュカードのコピー）
- ※水道料金や税金の引き落とし口座にする場合は不要
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、健康保険証など）
- ※運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付き）など写真付きの公的証明書の場合は、1点のコピーで可。健康保険証や年金手帳・証書、会社等の身分証明書等の場合は、これらのうちから2点のコピーが必要です。詳しくはお問い合わせください。

### マイナンバーカードをお持ちの方 オンライン申請



パソコンまたはスマートフォンから専用サイト「マイナポータル」にアクセスし、振込先口座の確認書類をアップロードしてマイナンバーカードによる電子署名と一緒に申請データを送信してください。（電子署名により本人確認をするため、本人確認書類のコピーは不要です。）

#### 【必要なもの】

- パソコンの場合 → インターネット接続とICカードリーダー
- スマートフォンの場合 → マイナンバーカードの読み取りに対応している機種であること。
- マイナンバーカード（受給権者（世帯主）のものがが必要です。）
- 暗証番号（マイナンバーカード受け取り時に設定した英数字6～16ケタ以内のもの）
- 振込先口座の確認書類（通帳やキャッシュカードに記載の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる写真・画像データ）



## 奥尻町の申請受付及び支給状況（令和2年6月18日現在）

申請受付件数：1,409件（支給対象件数1,522件）、支給割合：93%

### 詳しい申請方法やご不明なことなど、この給付金に関するお問い合わせ先

- 奥尻町特別定額給付金担当（地域政策課 住民生活係） 電話01397-2-3404・FAX01397-2-3445【平日】午前8:30～午後5:15
- 特別定額給付金コールセンター 電話0120-260020（フリーダイヤル） 午前9:00～午後8:00